

道徳教育指導論－2

10/4 担当：鵜殿篤

<http://meganeculture.boon.jp/2019/09/19/doutoku/>



■前回のおさらい

- ・目的＝人格の完成(教育基本法)、生きる力(学習指導要領)、豊かな心(学習指導要領)

■出席とアンケート

- ・「道徳の教科化」を知っていますか？



■2つの「道徳」

学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を**要**として**学校の教育活動全体を通じて行う**ものであり、道徳科はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行うこと。（3頁）

- ・「学校の教育活動全体を通じて行う」とは？
- ・たとえば「理科」を通じて行われる道徳教育とは何か、考えてみよう。
- ・「要」とは？

■道徳の内容：何を教えるか

・週1回の「特別の教科道徳」で何をどのように教えるかは、『学習指導要領』で決められています。139～143頁を確認しておくこと。

・内容「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。」

※模擬授業も、この内容に即して行ってもらいます。



■内容の取り扱い：どう教えるか

道徳教育に関する配慮事項：12～13頁

- ・全体計画を作成する。→「重点目標」「指導方針」「他の領域との関連」「家庭や地域社会との連携の方法」
- ・「道徳教育推進教師」を中心に、全教師が協力して展開する。
- ・指導内容の重点化。
- ・「豊かな体験」の充実。
- ・いじめの防止、安全の確保。
- ・情報の公開。家庭や地域の人々との連携。

指導計画の作成と内容の取り扱い：141～142頁

- ・原則として学級担任の教師が行います。
- ・「道徳教育推進教師」を中心とした指導体制を作ります。
- ・「要としての役割」＝補充・深化・統合。
- ・生徒自らが考え、理解し、主体的に取り組む。教師が生徒と共に考える姿勢を大切にします。
- ・言語活動を充実します。
- ・多面的・多角的な見方。
- ・問題解決学習、体験的な学習。
- ・情報モラル、生命倫理、持続可能な発展。
- ・授業の公開や実施、教材の開発などで、家庭や地域社会との連携。

■評価

- ・生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要があります。ただし、数値などによる評価は行いません。

■道徳の教科化

- ・中学校では2019年度から道徳の教科化が完全実施されます。(小学校は2018年度から)。学校の判断により、先行して実施しても構いません。

「教科」とは何か？

- ・以前の『学習指導要領』の構成→教科：道徳：総合的な学習の時間：特別活動
- ・教科＝(1)教科書を使う(2)点数で評価する(3)教科固有の教員免許が必要。
- ・かつての道徳、総合、特別活動＝(1)教科書を使わない(2)点数で評価しない(3)固有の教員免許が必要ない。
- 特別の教科道徳＝(1)教科書を使う(2)点数ではなく言葉で評価する(3)教科固有の教員免許が必要ない。

教科化の経緯

- ・いじめ問題？
- ・教育再生会議と教育再生実行会議。

■復習

- ・道徳科で教えるべき内容と方法について把握しておこう。
- ・「道徳の教科化」の内容と経緯について理解しておこう。

■予習

- ・教育基本法の「人格の完成」について考えておこう。